本宮市出産ママヘルプ事業

産前・産後に ヘルパーを派遣します

本宮市では、産前・産後の家事や育児の支援が必要なご家庭にヘルパーを派遣し、安心して子育てができるようサービスを提供します。

対　象　者

本宮市に住民票がある妊婦または出産後６か月以内の産婦で、
自分以外に家事・育児をしてくれる人がいない方



サービスの内容

家事
- 調理など
- 衣類の洗濯
- 居室等の掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物　など

育事
- 授乳
- おむつ交換
- 沐浴のお手伝い　など

（買い物にかかる交通費を頂く場合があります）

対　象　期　間

妊娠中（母子手帳交付後）から、産後６か月を迎える日まで

利用時間・回数等

時間等　日曜日から土曜日の午前９時から午後５時まで（12/29～1/3を除く）

回数等　１日２回まで　　１回のサービスは２時間まで
対象期間中１０回まで利用できます

利　用　料　金

１回　５００　円

ワンコイン！

お申込み
お問い合わせ

本宮市保健課　子育て応援センターあゆみ（えぽか2階）

TEL　0243-63- 2782（平日:8:30～17:15）

利 用 方 法

お問合せ

1．保健課子育て応援センターあゆみにご連絡ください。
（電話：0243−63−2782）

登録申請

2. 「本宮市出産ママヘルプ事業利用登録申請書」を子育て応援センターあゆみに提出してください。
（※下記の「登録申請に必要なもの」参照）
ご家庭の状況の聞き取りを行います。

登録通知

3. 登録が認められると「本宮市出産ママヘルプ事業利用登録通知書」が送付されます。

ヘルパー事業所に連絡する

4. 登録通知書が届いたら、利用希望日の7日前までにヘルパー派遣事業所の**「本宮市社会福祉協議会」（社協）**に連絡をしてください。日程等の調整を行います。

本宮市社会福祉協議会（えぽか2階）
電話：0243−33−2058

サービス利用

5. 日程調整後にヘルパーが派遣されます。
※当日キャンセルの場合は利用料を頂きますので、利用しない場合は前日までに社協にご連絡ください。

利用料支払い

6. 保健課より月毎に利用料の納付書が届きますので、指定の金融機関でお支払いください。

登録申請に必要なもの

1．本宮市出産ママヘルプ事業利用登録申請書
※保健課窓口に設置。市のホームページからもダウンロードできます。
2．母子健康手帳
3．印鑑

